

答 申 第 6 6 号

平成21年10月2日

青森県知事 三村 申吾 殿

青森県情報公開審査会

会 長 石岡 隆司

青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会の統合について（答申）

青森県情報公開例第18条第1項の規定により、平成21年8月21日付け青総第314号で意見を求められたこのことについては、異議ありません。

青 総 第 3 1 4 号

平成21年 8 月21日

青森県情報公開審査会

会長 石 岡 隆 司 殿

青森県知事 三 村 申 吾

青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会の統合について（諮問）

本県における情報公開制度は、平成8年1月からスタートし、多くの方々に利用されているところですが、現在県では、青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会を統合する方向で検討しており、これに伴い青森県情報公開条例を改正する必要があると考えております。

つきましては、下記事項について貴審査会の御意見を賜りたく、青森県情報公開条例第18条第1項の規定に基づき、諮問します。

記

諮問事項

青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会の統合について

青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会の統合について

(青森県情報公開条例の改正)

平成21年 8 月

青森県総務部総務学事課

目 次

改正を必要とする背景	1
第1 青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会の統合	2
第2 青森県情報公開条例の改正	7

(注 記)

本資料は、現行の情報公開条例の改正が必要であると考えられる事項についての担当課（総務学事課）の考え方をまとめたものである。

改正を必要とする背景

- 1 青森県情報公開審査会は青森県情報公開条例を、青森県個人情報保護審査会は青森県個人情報保護条例をその設置の根拠としており、両審査会においては、それぞれの制度に係る不服申立て事案等の調査審議が行われている。
- 2 しかしながら、開示決定等に係る不服申立て事案の調査審議に当たっては、不開示情報の考え方など基本的な部分に共通性があり、両制度についてより整合性のある判断が求められているところでもある。
- 3 また、平成21年度から平成25年度までを取組期間とする「行財政改革大綱」の理念の下においては、附属機関等の管理運営の合理化（廃止、統合、委員数の縮減等）も求められているところである。
- 4 このため、青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会について、その効率的・効果的な運営を図るため、統合することとし、条例改正を行うものである。

第1 青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会の統合

青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会について、その効率的、効果的な運営を図るため、統合することとする。

【説明】

1 国の審査会の設置状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて、情報公開審査会が既に設置されていたところ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等の制定により、個人情報についての開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立てについても、同審査会が調査審議を行うことが適当であるとされている。

このため、情報公開審査会は、情報公開・個人情報保護審査会に改組することとされ、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）が制定され、平成17年4月1日から内閣府に同審査会が設置されている。

2 他県の審査会の設置状況

山口県は、平成13年12月の個人情報保護条例制定時から、個人情報保護制度に関する重要事項の調査、審議等を情報公開審査会に行わせることとしている。（統一的判断が望ましいとの理由による）

また、9道県においては、国の情報公開審査会が情報公開・個人情報保護審査会に改組された平成17年4月1日以後、審査会を統合している。

さらに、5都県においては、不服申立てに関する調査審議を行うための情報公開審査会と個人情報保護審査会の委員を同一の者としている。

（兵庫県は、平成21年11月に審査会を統合することとしている。）

- (1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の不服申立て事案等に関する調査審議を行うための審査会を設置している。（10道県）

北海道、山形県、茨城県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、佐賀県、大分県、
(H17.5) (H19.4) (H20.4) (H20.4) (H17.4) (H13.12) (H17.4) (H17.4) (H17.4)

鹿児島県

(H18.12)

- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の不服申立て事案に関する調査審議を行うための審査会をそれぞれ別の組織として設置しているが、両審査会の委員を同一の者

としている。(5都県)

東京都、新潟県、福井県、長野県、島根県

3 新審査会の担当事務及び組織

上記2の(1)の10道県のうち、委員定数を5名としている6県における開示請求、不服申立ての状況も考慮して、新審査会の担当事務及び組織は次のとおりとすることとする。

(1) 担当事務

情報公開制度及び個人情報保護制度の不服申立て事案と制度運営に関する調査審議を行う。

(2) 組織

学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

4 統合に伴う事務量等

個人情報保護審査会の固有事務である訂正決定等及び利用停止決定等に係る不服申立てや事業者に対する是正の勧告・公表については、実績がない。

また、平成17年4月1日の個人情報保護法の全面施行から3年を経過するに当たって、国が個人情報保護法の施行状況に関して検討した結果、個人情報保護法の改正が行われなかったことを踏まえると、個人情報保護審査会の固有事務である個人情報取扱指針の改正等も、現段階では見込まれる状況にない。

これらのことから、両審査会を統合しても、現行の情報公開審査会の事務量と比較して、その事務量が急激に増加することは考えにくい。

個人情報保護審査会審査等実績（平成20年度末まで）

- ・ 不服申立て関係（開示決定等のみ）
 諮問3件、答申1件、取下げ2件
- ・ 個人情報取扱指針関係
 諮問2件、答申2件
- ・ 制度改正関係
 諮問3件、答申3件

(参考事項)

1 新審査会の担当事務を不服申立て事案のほか、制度運営に関する調査審議も行うこととすることについて

(1) 【説明】 2の(1)の10道県のうち、委員定数を5名としている6県において、不服申立て事案に関する調査審議を行う審査会のほかに制度運営に関する調査審議を行う審議会を別に設置しているのは、山形県と岡山県の2県である。

(2) 山形県個人情報保護運営審議会について調べた結果は、次のとおり。

山形県個人情報保護条例（平成12年10月山形県条例第62号）

（収集の制限）

第5条 略

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) } 略
(8) }

(9) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会（議会にあっては、山形県議会個人情報保護運営審議会。次項第3号及び次条第1項第8号において同じ。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当の理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) } 略
(2) }

(3) 山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) } 略
(7) }

(8) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 略

(山形県個人情報保護運営審議会等の設置及び組織)

第26条 第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による実施機関の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県個人情報保護運営審議会（以下「県審議会」という。）及び山形県議会個人情報保護運営審議会（以下「議会審議会」という。）を置く。

2 県審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項について意見を述べることができる。

3 県審議会及び議会審議会は、それぞれ委員5人以内で組織する。

山形県総務部総務課県民サービス推進室へ電話確認（H21.7.28）

山形県情報公開・個人情報保護審査会を設置する以前の山形県個人情報保護条例の施行日から、個人情報の例外的取扱い及び個人情報の保護に関する重要事項について調査審議するための山形県個人情報保護運営審議会を設置している。

(3) 岡山県行政情報公開制度運営審議会について調べた結果は、次のとおり。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会が設置される以前の岡山県行政情報公開条例の施行日から、岡山県行政情報公開制度運営審議会を設置している。

2 新審査会の組織として部会を設けることについて

(1) **【説明】** 2の(1)の10道県のうち、委員定数を5名としている6県において、部会を置いている県はないが、鹿児島県では、条例上、部会に係る規定を定めている。

(2) 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会について調べた結果は、次のとおり。

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年10月鹿児島県条例第60号）

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。ただし、不服申立てに係る事件の増加に対応するため知事が必要と認めるときは、2人以内に限り、委員の数を増加することができる。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、第1項ただし書の規定により増員された委員の任期は、3年以内で知事が定める期間とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で調査審議しなければなら

らない。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第6条 審査会は、必要に応じて部会を置き、不服申立てに係る事件について、調査審議させることができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

鹿児島県総務部広報課へ電話確認 (H21. 7. 28)

鹿児島県情報公開条例において部会を置く旨を定めていたため、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例においても部会を置く旨を定めているが、予算や人材の面で難しいこともあり、部会を設置したことはない。

第2 青森県情報公開条例の改正

新審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等を規定するための条例を新たに制定することとし、これに伴い、青森県情報公開条例については、第2章第2節（青森県情報公開審査会）の規定を削除するなどの所要の整備を行うこととする。

【説明】

- 1 青森県情報公開審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等は、青森県情報公開条例に規定されており、青森県個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等は青森県個人情報保護条例に規定されている。
- 2 新審査会においては、情報公開制度及び個人情報保護制度の不服申立て事案と制度運営に関する調査審議を行うこととするため、青森県情報公開条例と青森県個人情報保護条例の一方又は双方において、新審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等を規定することは適当ではないものと考えられる。
- 3 このため、新審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等を規定するための条例を新たに制定することとし、これに伴い、青森県情報公開条例については、第2章第2節（青森県情報公開審査会）の規定を削除するなどの所要の整備を行うこととする。
また、新条例案の内容については、両審査会を統合することに伴い、条例を新たに制定することとするものであることを踏まえ、青森県情報公開条例の第2章第2節（青森県情報公開審査会）の規定の内容を維持するものとする。
- 4 なお、統合の時期は、情報公開審査会の現委員の任期が平成22年1月30日で満了となることを踏まえ、同年1月31日とする。
併せて、平成21年3月24日から平成23年3月23日までの2年間としている個人情報保護審査会の現委員の任期は、平成22年1月30日をもって満了することとする。

青森県情報公開審査会と青森県個人情報保護審査会の概要

名 称	青森県情報公開審査会	青森県個人情報保護審査会
設 置 根 拠	青森県情報公開条例第18条第1項	青森県個人情報保護条例第48条第1項
設置年月日	平成12年4月1日	平成10年12月24日
担 当 事 務	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求に係る行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定に対する行政不服審査法による不服申立てについての調査審議 情報公開制度の運営に関する重要事項の調査審議 	<ul style="list-style-type: none"> ①開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定、②<u>訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定又は訂正をしない旨の決定</u>、③<u>利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定又は利用停止をしない旨の決定</u>に対する行政不服審査法による不服申立てについての審査 <u>個人情報取扱指針の制定、変更についての審査</u> <u>事業者の不適正な個人情報の取扱いに対する是正の勧告についての審査</u> <u>事業者が正当な理由なく勧告に従わなかった旨等を公表することについての審査</u> 個人情報の保護制度の運営に関する重要事項の調査審議 <u>住民基本台帳法の規定による本人確認情報の保護に関する事項の調査審議等</u>
委員 構 成	学識経験を有する者	学識経験を有する者
定数、任期	5人以内、2年	5人以内、2年
委員の公募	なし	なし
選 考 基 準	不服申立て事案や情報公開制度に係る重要事項を調査審議するために、法的な知識などを有する弁護士、大学教授等の専門家を選考	不服申立て事案や個人情報保護制度に係る重要事項を調査審議するために、法的な知識などを有する弁護士、大学教授等の専門家を選考
選 考 方 針	<ul style="list-style-type: none"> 法律の実務に精通している者(弁護士) 法律の理論的研究に精通している者(大学等における法律関係科目の教育に 	<ul style="list-style-type: none"> 法律の実務に精通している者(弁護士) 法律の理論的研究に精通している者(大学等における法律関係科目の教育に

	携わっている者) ・法律の素養のある者のほか、文書の内容を迅速・的確に理解し、適切な判断ができる者 ・女性の積極的登用	携わっている者) ・法律の素養のある者のほか、個人情報の取扱いについて見識ある者 ・女性の積極的登用																																																	
委員名簿	<table border="1"> <tr> <td>会 長</td> <td>石岡 隆司 <5期目> (弁護士)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>一條 敦子 <1期目> (子育て支援ボランティア代表)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>大矢 奈美 <1期目> (青森公立大学経営経済学部准教授)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>紺屋 博昭 <3期目> (弘前大学人文学部准教授)</td> </tr> <tr> <td>会長職務 代理者</td> <td>竹本 真紀 <1期目> (弁護士)</td> </tr> </table> (任期 平20. 1. 31～平22. 1. 30)	会 長	石岡 隆司 <5期目> (弁護士)	委 員	一條 敦子 <1期目> (子育て支援ボランティア代表)	委 員	大矢 奈美 <1期目> (青森公立大学経営経済学部准教授)	委 員	紺屋 博昭 <3期目> (弘前大学人文学部准教授)	会長職務 代理者	竹本 真紀 <1期目> (弁護士)	<table border="1"> <tr> <td>会 長</td> <td>大澤 一實 <6期目> (弁護士)</td> </tr> <tr> <td>会長職務 代理者</td> <td>五戸 雅彰 <3期目> (弁護士)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>鈴木 育子 <2期目> (フリーアナウンサー)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>日野 辰哉 <3期目> (弘前大学人文学部准教授)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>古舘 きよ <3期目> (幼稚園園長)</td> </tr> </table> (任期 平21. 3. 24～平23. 3. 23)	会 長	大澤 一實 <6期目> (弁護士)	会長職務 代理者	五戸 雅彰 <3期目> (弁護士)	委 員	鈴木 育子 <2期目> (フリーアナウンサー)	委 員	日野 辰哉 <3期目> (弘前大学人文学部准教授)	委 員	古舘 きよ <3期目> (幼稚園園長)																													
会 長	石岡 隆司 <5期目> (弁護士)																																																		
委 員	一條 敦子 <1期目> (子育て支援ボランティア代表)																																																		
委 員	大矢 奈美 <1期目> (青森公立大学経営経済学部准教授)																																																		
委 員	紺屋 博昭 <3期目> (弘前大学人文学部准教授)																																																		
会長職務 代理者	竹本 真紀 <1期目> (弁護士)																																																		
会 長	大澤 一實 <6期目> (弁護士)																																																		
会長職務 代理者	五戸 雅彰 <3期目> (弁護士)																																																		
委 員	鈴木 育子 <2期目> (フリーアナウンサー)																																																		
委 員	日野 辰哉 <3期目> (弘前大学人文学部准教授)																																																		
委 員	古舘 きよ <3期目> (幼稚園園長)																																																		
開催回数	<table> <tr> <td>平成8年度</td> <td>7回</td> <td rowspan="10">} 公文書開示審査会</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>16回</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>12回</td> </tr> </table>	平成8年度	7回	} 公文書開示審査会	平成9年度	11回	平成10年度	11回	平成11年度	12回	平成12年度	16回	平成13年度	11回	平成14年度	12回	平成15年度	12回	平成16年度	13回	平成17年度	12回	平成18年度	12回	平成19年度	12回	平成20年度	12回	<table> <tr> <td>平成10年度</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4回</td> </tr> </table>	平成10年度	1回	平成11年度	1回	平成12年度	3回	平成13年度	1回	平成14年度	0回	平成15年度	2回	平成16年度	4回	平成17年度	0回	平成18年度	1回	平成19年度	2回	平成20年度	4回
平成8年度	7回	} 公文書開示審査会																																																	
平成9年度	11回																																																		
平成10年度	11回																																																		
平成11年度	12回																																																		
平成12年度	16回																																																		
平成13年度	11回																																																		
平成14年度	12回																																																		
平成15年度	12回																																																		
平成16年度	13回																																																		
平成17年度	12回																																																		
平成18年度	12回																																																		
平成19年度	12回																																																		
平成20年度	12回																																																		
平成10年度	1回																																																		
平成11年度	1回																																																		
平成12年度	3回																																																		
平成13年度	1回																																																		
平成14年度	0回																																																		
平成15年度	2回																																																		
平成16年度	4回																																																		
平成17年度	0回																																																		
平成18年度	1回																																																		
平成19年度	2回																																																		
平成20年度	4回																																																		
審査等実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不服申立て関係 諮問69件、答申60件、取下げ4件 ・ 制度改正関係 諮問3件、答申3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不服申立て関係（開示決定等のみ） 諮問3件、答申1件、取下げ2件 ・ 個人情報取扱指針関係 諮問2件、答申2件 ・ 制度改正関係 諮問3件、答申3件 																																																	

情報公開条例及び個人情報保護条例の不開示情報対比表

青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）	青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例57号）
<p>（開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報</p> <p>(2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公にすることができない情報</p> <p>(3) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関</p>	<p>（開示義務）</p> <p>第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は他の条例の規定により開示することができない情報</p> <p>(2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により開示することができない情報</p> <p><u>(3) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</u></p> <p>(4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(5) 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人</p>

する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- (6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (9) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

審査会の設置状況に関する調査結果

平成21年7月28日作成

都道府県	審査会等の名称	設置年月日	部会の名称	委員数		役割分担等						
				委員数	兼務状況等	情報公開		個人情報				
						不服審査	制度等建議	不服審査	例外取扱い	制度等建議	住基本人確認	
1 北海道	情報公開・個人情報保護審査会	H17.5.25	(全体会)	10	会長は部会に所属していない。	●	●	●	●	●	●	
			第一部会	3								
			第二部会	3								
			第三部会	3								
2 山形県	情報公開・個人情報保護審査会	H19.4.1	—	5		●	●	●				
	個人情報保護運営審議会	H13.4.1	—	5				●	●	●		
3 茨城県	情報公開・個人情報保護審査会	H20.4.1	(全体会)	10		●		●			●	
			第一部会	5								
			第二部会	5								
4 東京都	情報公開審査会	H12.1.1	(全体会)	12	情報審の第一部会と個人審の第一部会は全委員が兼務(第二・第三部会も同様)	●						
			第一部会	4								
			第二部会	4								
			第三部会	4								
	個人情報保護審査会	H3.10.1	(全体会)	12					●			
			第一部会	4								
			第二部会	4								
第三部会	4											
情報公開・個人情報保護審議会	H12.1.1	—	7			●		●	●			
5 新潟県	情報公開審査会	H7.10.1	—	5	全委員兼務	●	●					
	個人情報保護審査会	H10.11.1	—	5				●	●	●	●	
6 福井県	公文書公開審査会	S61.10.1	—	5	全委員兼務	●	●					
	個人情報保護審査会	H14.7.22	—	5				●	●	●	●	
7 長野県	情報公開審査会	S59.10.1	—	5	全委員兼務	●	●					
	個人情報保護審査会	H3.10.1	—	5				●				
	個人情報保護運営審議会	H17.10.20	—	5					●	●		
8 島根県	情報公開審査会	H6.10.3	—	5	全委員兼務	●	●					
	個人情報保護審査会	H14.3.26	—	5				●	●	●	●	
9 岡山県	行政情報公開・個人情報保護審査会	H20.4.1	—	5		●		●				
	行政情報公開制度運営審議会	H8.10.1	—	10			●			●		
10 広島県	情報公開・個人情報保護審査会	H17.4.1	(全体会)	8		●		●				
			第1部会	4								
			第2部会	4								
個人情報保護審議会	H17.4.1	—	5				●	●	●			
11 山口県	情報公開審査会	H9.9.1	—	5		●	●	(H13.12~)		(H13.12~)		
12 愛媛県	情報公開・個人情報保護審査会	H17.4.1	—	5		●	(H20.4~)	●	●	(H20.4~)		
13 佐賀県	情報公開・個人情報保護審査会	H17.4.1	—	5		●	●	●	●	●		
14 大分県	情報公開・個人情報保護審査会	H17.4.1	(全体会)	9		●	●	●	●	●	●	
			(情報公開不服審査担当委員)	5		●						
15 鹿児島県	情報公開・個人情報保護審査会	H18.12.1	—	5		●	●	●	●	●		
参考 青森県	情報公開審査会	H12.4.1	—	5		●	●					
	個人情報保護審査会	H10.12.24	—	5				●		●		

平成20年2月27日付け兵庫県企画管理部教育・情報局県民情報センター照会の集計結果を参考にして、15都道府県の条例を調査した結果上記のほか、兵庫県は、平成22年11月に情報公開審査会と個人情報保護審議会を統合することとしている。

情報公開・個人情報保護制度共通の審査会（委員定数が5名のもの）
を設置している団体等における開示請求、不服申立ての状況

	情報公開						個人情報（開示請求関係）					
	17年度		18年度		19年度		17年度		18年度		19年度	
山形県	195	2	268	3	341	2	4	0	16	1	31	1
岡山県	312	6	460	8	562	15	26	2	56	2	46	1
山口県	5,322	3	6,526	2	5,876	5	408	0	64	0	232	0
愛媛県	501	2	462	0	536	1	63	0	70	0	78	0
佐賀県	3,469	1	6,966	1	9,653	2	1	0	13	1	14	0
鹿児島県	391	3	607	14	628	9	36	0	30	2	17	9
青森県	1,231	5	1,702	12	1,455	7	50	1	45	0	42	1

※ 左欄は開示請求件数、右欄は不服申立件数である。